

口座振替データ伝送業務 仕様書

令和3年10月

1 目的

本業務は、札幌市（以下「市」という。）の口座振替による収納事務において必要となる市と金融機関との口座振替データの連携について、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線を利用して、安全かつ効率的に行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(2) データ伝送開始日

令和4年5月2日口座振替分より伝送開始

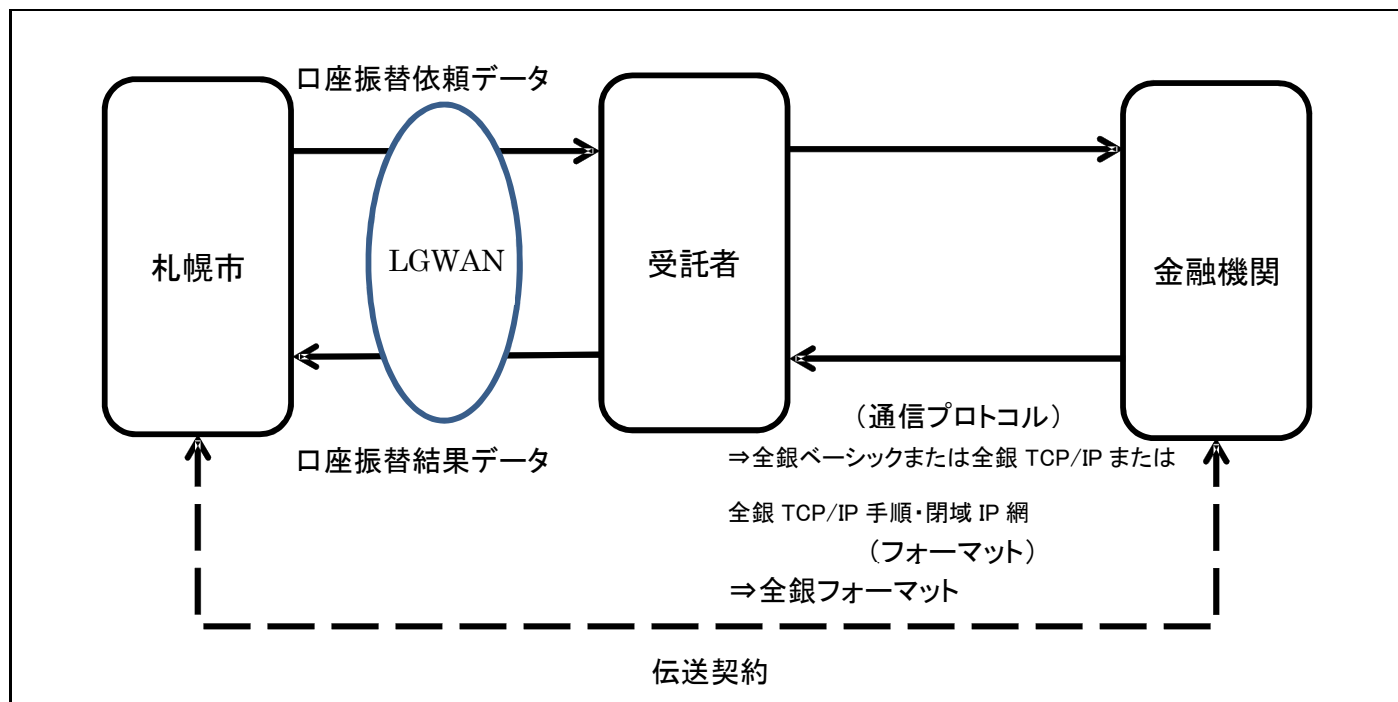
(3) 契約金額の按分

本業務に係る一切の費用は、次の割合で按分し、以下に定める期間ごとの完了検査終了後に支払うものとする。

期間	按分率
契約締結日～ 令和5年3月31日	50%
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	50% ※（注）

※（注）1円未満の端数が生じる場合は切り捨てとし、最初の支払の際に差額を含めるものとする。

(4) 概要



ア 口座振替データ伝送の導入

受託者は、令和4年4月11日までに、市における口座振替データ伝送の運用が滞りなく行えるよう必要に応じて導入準備を行うこと。

(ア) 伝送化導入支援

伝送契約申込書の作成等、口座振替のデータ伝送化に係る市と金融機関の間の手続きに必要な助言を行う。また、マニュアルや運用スケジュールの作成等、市の運用準備を支援する。

(イ) 伝送化導入試験

市と受託者の間、受託者と金融機関の間で試験を実施し、市に結果を報告する。

イ 口座振替データ伝送の運用

(ア) 口座振替依頼データの送付

受託者は、市が LGWAN 回線を使用して送付した口座振替依頼データについて、金融機関ごとに振り分ける等必要な処理を行い、全銀ベーシック手順又は全銀 TCP/IP 手順または全銀 TCP/IP 手順・閉域 IP 網 (AnserDATAPORT 方式) により金融機関へデータ伝送を行う。

(イ) 口座振替結果データの返却

受託者は、市が送付した口座振替依頼データに係る口座振替結果データを全銀ベーシック手順又は全銀 TCP/IP 手順又は全銀 TCP/IP 手順・閉域 IP 網 (AnserDATAPORT 方式) によって金融機関から受領し、集約等の必要な処理を行い、LGWAN 回線を使用して市に口座振替結果データを送付する。

※ 全銀 TCP/IP 手順・閉域 IP 網 (AnserDATAPORT 方式) によって、データ伝送を行っている金融機関は北洋銀行とゆうちょ銀行の2行のみである。(令和3年9月現在)

3 業務内容

(1) 口座振替データ伝送の導入

ア 伝送システム及び通信環境の整備

(ア) 市と受託者との間の口座振替データ伝送について、LGWAN 回線を使用して伝送を行うために必要なシステム等を整備すること

- (イ) 市が受託者へ送付した口座振替依頼データについて、金融機関のデータ仕様への変更等の処理を行うことができるよう受託者のシステム等を整備すること
- (ロ) 金融機関から受領する口座振替結果データについて、市のデータ仕様に基づき必要な集約や分割等の処理を行うことができるよう受託者のシステム等を整備すること
- (ハ) 市が受託者の提供する伝送サービスを利用するために必要な ID 等について市が必要とする数を発行すること
- (ニ) 市の指定する金融機関との口座振替データ伝送に必要な通信環境やソフトウェアおよびハードウェア等を整備すること
- (ホ) 金融機関が、金融機関システムへの直接接続でなく、しんきん情報サービス等のシステム共同センターとの接続を指定する場合には、当該システム共同センターとの接続について、金融機関システムへ接続する場合と同様の対応を行うこと
- (ヘ) 通信環境等の整備にあたって金融機関と必要な調整を行うこと
- (ヘ) 市が金融機関に対して行う伝送契約申込書の作成等について補助すること
- (ケ) 市と金融機関との調整において、口座振替データ伝送についての技術的な疑義等が発生した場合に必要な助言等を行うこと
- (コ) 市が口座振替データ伝送業務を円滑に行うために必要なマニュアルや運用スケジュールを作成し、市に納めること
- (ク) その他、市が口座振替データ伝送を導入するために必要なことのうち、受託者の協力が無ければ達成することができないことを行うこと
- (ク) 市における口座振替データ伝送の導入が令和4年4月11日までに完了するよう配慮すること

イ 口座振替データ伝送化導入試験

受託者は、市及び金融機関と協力して市の口座振替データ伝送化導入に係る試験を次の通り実施する。ただし、過去に本業務の受託実績がある場合は、過去の試験結果を市に報告することで、試験の実施に変えることができる。

- (ア) 市と受託者間の口座振替データ伝送試験
 - LGWAN 回線で次の伝送試験を実施すること
 - ・口座振替依頼データ伝送
 - ・口座振替結果データ伝送
- (イ) 受託者と金融機関（又はシステム共同センター）間の口座振替データ伝送試験
 - 次の伝送試験を実施すること
 - ・口座振替依頼データ伝送
 - ・口座振替結果データ伝送
- (ロ) 結果報告
 - 受託者は、市の指示する方法により伝送化導入試験の結果を市へ報告すること
- (ハ) 導入試験の継続
 - 受託者は、当該伝送化導入試験において問題が確認された場合には速やかに対応し、本業務が確実かつ安定的な運用が確認できるまで、当該試験を継続すること
- (ニ) 期限
 - 受託者は、当該伝送化導入試験を原則として令和4年4月11日までに完了すること

(カ) セキュリティ

受託者は、当該伝送化導入試験の際も、本番運用と同様の情報セキュリティ対策を講じるようにすること

(2) 口座振替データ伝送の運用

ア 口座振替依頼データ伝送

(ア) 市は、データ仕様に基づく口座振替依頼データを作成し、当該依頼データを LGWAN 回線を使用して受託者へ送信する。送信日は、原則として口座振替日の7営業日前の午後5時までとするが、詳細は市と受託者で別途協議して定める。

(イ) 受託者は、市が送付した口座振替依頼データについて、金融機関のデータ仕様に基づき必要な処理を行い、原則として口座振替日の5営業日前の午前10時までに金融機関が指定する手順等により金融機関又はシステム共同センターへ送信する。

受託者は、当該依頼データの金融機関への伝送を市と受託者で定めるスケジュールのとおりを実施するものとする。また、金融機関との口座振替データ伝送において暗号化が必要な場合には、受託者が対応するものとする。

(ウ) 受託者は、必要な金融機関に対して、あらかじめ定めたスケジュールに基づき、当該依頼データ伝送が完了したことを F A X 等で通知する。

イ 口座振替結果データ伝送

受託者は、金融機関の口座振替結果データを受信し、市のデータ仕様に基づいた口座振替結果データを作成し、原則として口座振替日の2営業日後の午後4時までに市が LGWAN 回線で受信できる状態にするが、詳細は市と受託者で別途協議して定める。

なお、受託者は、口座振替結果データと合わせて別紙1「口座振替データ伝送業務実績報告書」を作成し、市が LGWAN 回線で受信できる状態にすること。

ウ 口座振替データ伝送を行う金融機関

口座振替データ伝送の対象とする金融機関は別紙2のとおりとする。

エ 金融機関システム等の接続先変更への対応

この業務委託の期間中に、金融機関システム等の接続先電話番号や、IPアドレス等に変更がある場合、受託者が対応する（AnserDATAPORT方式への切り替えも含む）。なお、この場合における接続試験については、市と受託者及び金融機関が協議のうえ実施する。

オ 金融機関の統廃合等への対応

この業務委託の期間中に、金融機関の統廃合や対象金融機関の追加がある場合は、受託者が対応する。なお、この場合における口座振替データ伝送に関するテスト等については、市と受託者及び金融機関が協議のうえ実施する。

カ 商工組合中央金庫に係るデータ名称変更対応

市が作成する口座振替依頼データのうち、商工組合中央金庫に係るヘッダーレコード及びデータレコードに含まれる「シヨウコウミアイコウキ」の文字列を「シヨウキウ」に変更して商工組合中央金庫に伝送すること。また、商工組合中央金庫から伝送される口座振替結果データについては、「シヨウキウ」の文字列を「シヨウコウミアイコウキ」に変更して市に伝送すること。

キ ゆうちょ銀行に係る高等学校授業料口座振替データのシングルファイル送信対応

市が作成する口座振替依頼データのうち、ゆうちょ銀行に係る口座振替データについては高等学校授業料はデータを個別（シングルファイル）にし、国民健康保険料、高等学校授業料、その他の振替科目の3ファイルで送信すること。

ク 口座振替対象科目

対象科目は下表のとおり（全13科目）

No.	口座振替対象科目
1	市・道民税(普通徴収分)
2	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
3	固定資産税(償却資産)
4	国民健康保険料
5	後期高齢者医療保険料
6	介護保険料
7	市営住宅使用料
8	市営住宅駐車場使用料
9	公立保育料
10	私立保育料
11	幼稚園入園料・教育料
12	児童クラブ利用料
13	高等学校授業料

ケ 口座振替データ伝送の想定件数及び口座振替日

本業務委託期間中の各月の伝送データの想定件数は下表のとおり。（令和2年度実績を基に算出）

口座振替日は毎月末日とする。（末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日。ただし、国民健康保険料については、12月のみ最終銀行営業日を振替日とする。）

	口座振替日 (令和4年度/令和5年度)	想定件数	令和2年度実績件数
4月分	5月2日/5月1日	262,000	261,729
5月分	5月31日/5月31日	26,000	25,667
6月分	6月30日/6月30日	298,000	297,753
7月分	8月1日/7月31日	506,000	505,438
8月分	8月31日/8月31日	301,000	300,026
9月分	9月30日/10月2日	508,000	507,285
10月分	10月31日/10月31日	294,000	293,456
11月分	11月30日/11月30日	264,000	263,911
12月分	(国保) 12月30日/12月29日	96,000	95,155
	(国保以外) 令和5年1月4日/ 令和6年1月4日	279,000	278,383
1月分	1月31日/1月31日	300,000	298,633
2月分	2月28日/2月29日	266,000	265,892
3月分	3月31日 (※令和4年度のみ)	271,000	270,213
合計		3,671,000件	3,663,541件

コ 1回の最大送信件数

受託者は、市の口座振替データについて、次のとおり最大送信件数を処理するための性能を確保する。

(ア) 市と受託者間の1回あたりの最大送信件数

600,000件

(イ) 受託者と金融機関（1金融機関あたり）の1回あたりの最大送信件数

金融機関側で設定する最大送信件数

※ ただし、市の口座振替データの件数が金融機関側で設定する上限件数を超える場合の取扱いは、市、受託者及び金融機関で協議のうえ決定する。

サ 口座振替データ伝送の実施日時

市がLGWAN回線を使用して行う受託者への口座振替依頼データの送信及び受託者からの口座振替結果データの受信は、金融機関営業日の午前9時から午後5時までの間に行う。

シ サポート窓口の設置

受託者は、市の行う口座振替データ伝送に対して次のとおりサポート窓口を設置し、市からの問い合わせ等に対応する。

(ア) サポート窓口開設日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く毎日

(イ) サポート窓口開設時間

午前9時から午後5時まで

ス 障害発生時の対応

受託者は、回線障害による口座振替データ伝送不能状態の発生等、本業務委託に事故や障害等が発生した場合は、次のとおり対応する。

(ア) 事故や障害等が発生した場合は直ちに市へ報告すること

(イ) 報告の方法は、市と協議のうえ決定すること

(ウ) 事後処理については、市の指示に従うこと

(エ) 市から要請があった場合、障害発生当日中に、担当者を障害対応のため派遣すること

(オ) 障害復旧が受託者と金融機関の間での口座振替データの授受期限に間に合わない場合は、代替手段を講じて確実に期限までにデータの授受を行うこと

セ 緊急連絡先

受託者は、サポート窓口開設時以外における緊急連絡体制を確立し、市に書面で提出する。

4 データ仕様

本業務委託における口座振替データの仕様は別紙3のとおりとする。口座振替データの仕様について、変更の必要が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ変更することができる。

また、データ伝送方式については、Windowsを搭載する市の受信端末にてLGWAN回線による伝送ができるようにすること。

なお、受託者が口座振替結果データを市に送信してから30日間は、市は無償でデータの再取得ができるものとする。

5 セキュリティ対策

(1) ネットワークセキュリティ

受託者は、本業務委託に係るシステム等が LGWAN 回線以外で直接外部と接続している場合にあっては、必要なセキュリティ対策を講ずること。

(2) ファシリティ（サーバ及び施設の安全対策）

受託者は、市の送信する口座振替依頼データ及び市が受信する口座振替結果データを登録するサーバ等について、次のファシリティマネジメントを行う。

ア データセンターの設置場所が、自然災害（活断層、津波、土砂崩壊、浸水等）想定外区域であること

イ 建物の耐震性能は新耐震基準による耐震構造であるとともに、機器を設置するために必要な床耐荷重を備えていること

ウ 電源設備は、非常用電源等を有するとともに、冗長化設備を有すること

エ 消火設備、防火区画、避雷対策を講ずること

オ 入退管理、セキュリティ区画を有すること

カ 市のデータを登録する領域を物理的又は論理的に独立すること。独立することができない場合は、市が送受信するデータに他者がアクセスすることがないように必要な措置を講ずること

キ サーバへの不正な侵入に対する検知及び防御を行う機能を有すること

ク システム利用者の利用状況の記録（ログ等）を取得する機能を有すること

(3) 情報セキュリティ

受託者は、次のア及びイの体制を確保する。

ア プライバシーマークの認定を受けていること。又は、JIS Q 15001 に適合していること。

イ 事業所全体、又は本業務を直接担当する部署が ISMS 認証を有すること。又は、JIS Q 27001 : 2014 (ISO/IEC27001 : 2013) に適合していること。

(4) その他

受託者は、ここに記載されているもののほか、個人情報を含む市の情報資産の取扱いについては、別紙4「データ保護に関する覚書」に記載されている事項を遵守すること。

6 その他

(1) 本業務に要する一切の費用は委託料に含めるものとする。

(2) 本業務の導入及び運用にあたって、本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ対応する。

(3) 本業務に関して市と受託者で打ち合わせや協議を行った場合、受託者において議事録を作成し、市に報告すること。

(4) 受託者は、本業務委託契約締結後速やかに業務計画表を市に提出すること。

(5) 受託者は、業務責任者及び担当者を定め、業務の着手日までに書面により市に通知すること。

口座振替データ伝送業務実績報告書

金融機関名：

口座振替日：令和 年 月 日()

委託者コード	振替依頼		振替実施		振替不能	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計						

この様式により難しい時は市と協議のうえ、準じた別の様式を使用することができることとする

口座振替データ伝送対象金融機関一覧

No.	金融機関コード	金融機関名
1	0501	北洋銀行
2	0001	みずほ銀行
3	0005	三菱UFJ銀行
4	0009	三井住友銀行
5	0010	りそな銀行
6	0036	楽天銀行
7	0116	北海道銀行
8	0118	みちのく銀行
9	0119	秋田銀行
10	0125	七十七銀行
11	0140	第四北越銀行
12	0144	北陸銀行
13	0288	三菱UFJ信託銀行
14	0294	三井住友信託銀行
15	0397	新生銀行
16	1001	北海道信用金庫
17	1003	室蘭信用金庫
18	1004	空知信用金庫
19	1006	苫小牧信用金庫
20	1008	北門信用金庫
21	1010	北空知信用金庫
22	1011	日高信用金庫
23	1013	渡島信用金庫
24	1020	旭川信用金庫
25	1021	稚内信用金庫
26	1022	留萌信用金庫
27	1024	北星信用金庫
28	1028	大地みらい信用金庫
29	1033	遠軽信用金庫
30	2004	商工組合中央金庫
31	2011	北央信用組合
32	2013	札幌中央信用組合
33	2019	空知商工信用組合
34	2060	あすか信用組合
35	2951	北海道労働金庫
36	3001	北海道信用農業協同組合連合会
37	3133	札幌市農業協同組合
38	3154	サツラク農業協同組合
39	9900	ゆうちょ銀行

※ 複数の金融機関分の口座振替データをまとめて処理するケースがあるため、令和3年8月現在の伝送先数は24です。

データ仕様書

委託者が作成する口座振替データは次の仕様とする。

1-1. データ仕様

使用コード	SJISコード
レコード長	固定長。120バイト
ファイル フォーマット	ファイル提供時 : テキストファイル ファイル取得時 : テキストファイル

1-2. レコードフォーマット

各金融機関分レコード群は、次の仕様で作成する。

①ヘッダーレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「1」をセット
2	種別コード	N(2)	「91」をセット
3	コード区分	N(1)	「0」をセット
4	委託者コード	N(10)	各金融機関が定めた委託者のコード
5	委託者名	C(40)	カナ文字および英数字
6	引落日	N(4)	引落日を月日で記録する(銀行営業日)
7	取引銀行番号	N(4)	統一金融機関番号
8	取引銀行名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
9	取引支店番号	N(3)	統一店番号
10	取引支店名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
11	預金種目(委託者)	N(1)	「1」普通預金 「2」当座預金 「9」その他
12	口座番号(委託者)	N(7)	委託者の口座番号
13	ダミー	C(17)	スペース

②データレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「2」をセット
2	引落銀行番号	N(4)	統一金融機関番号
3	引落銀行名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
4	引落支店番号	N(3)	統一店番号
5	引落支店名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
6	ダミー	C(4)	スペース
7	預金種目	N(1)	「1」普通預金, 「2」当座預金, 「3」納税準備預金, 「9」その他

8	口座番号	N(7)	預金者の口座番号
9	預金者名	C(30)	カナ文字および英数字
10	引落金額	N(10)	数字
11	新規コード	N(1)	「1」 第一回引落分, 「2」 支店・種目・口座変更分, 「0」 その他
12	顧客番号	N(20)	委託者が定めた顧客番号
13	振替結果コード	N(1)	「0」 をセット
14	ダミー	C(8)	スペース

③トレーラレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「8」 をセット
2	合計件数	N(6)	データレコードの合計件数
3	合計金額	N(12)	データレコードの合計金額
4	振替済件数	N(6)	0
5	振替済金額	N(12)	0
6	振替不能件数	N(6)	0
7	振替不能金額	N(12)	0
8	ダミー	C(65)	スペース

1-3. エンドレコードフォーマット

送付データの最後の表示として、次のレコードを記録する。

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「9」 をセット
2	ダミー	C(119)	スペース

1-4. レコードフォーマット (振替結果)

振替処理終了後、各金融機関分レコード群ごとに振替結果を以下の様に記録して返却すること。

なお、本項に記載がないレコード内容は、依頼データと同一とする。

①データレコード (個別に振替結果を記録すること)

項番	項目名	桁数	コード	事由	内容
13	振替結果コード	N(1)	0	振替済	
			1	資金不足	預金残高不足
			2	取引なし	①預金取引なし (口座解約, 該当口座なし) ②店番, 預金種目, 口座番号, 名義等の相違
			3	預金者の都合による振替停止	①預金者からの依頼による振替停止 ②諸届(死亡, 相続, 代弁, 差押等)に伴う振替停止

			4	預金口座振替依頼書なし	①依頼書未提出 ②依頼書不備返却中 ③預金口座振替契約解約済
			8	委託者の都合による振替停止	委託者からの依頼による振替停止
			9	その他	請求書, 請求MTの不備 (データフォーマット上のエラーなど)

※コード1以降が振替不能の理由コード

②トレーラレコード（振替済、不能の件数・金額を記録する）

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「8」をセット
2	合計件数	N(6)	データレコードの合計件数
3	合計金額	N(12)	データレコードの合計金額
4	振替済件数	N(6)	振替済件数
5	振替済金額	N(12)	振替済金額
6	振替不能件数	N(6)	振替不能件数
7	振替不能金額	N(12)	振替不能金額
8	ダミー	C(65)	スペース

※上記仕様の追加・修正等があれば、別途協議の上対応することとする。

データ保護に関する覚書

札幌市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）との間に、委託者の所有する電磁的記録データ（以下「データ」という。）を受託者が利用するにあたり、データの保護及び管理に関して次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、委託者の所有するデータを受託者が利用することに付随して知り得た秘密を第三者に漏洩すること及びデータの紛失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずることにより、データの保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、委託者から提供を受けたデータの処理に関し知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第3条 受託者は、委託者から提供を受けたデータを、委託者から承認を受けた目的以外に使用してはならない。

（第三者への提供）

第4条 受託者は、委託者の許可なくして、委託者から提供を受けたデータを第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上、特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 受託者は、委託者の許可なくして、委託者から提供を受けたデータを複写・複製してはならない。

（授受）

第7条 伝送データの授受方法は、次表に定める方法による。

種別	授受方法
データ伝送	口座振替依頼データは委託者から受託者に、LGWAN回線を利用してデータを送信する。振替結果データは委託者が受託者よりLGWAN回線を利用してデータを取得する。

（管理）

第8条 受託者は、データ保護責任者を指定して管理にあたらせるとともに、データの紛失、棄損、盗難等を防止するために必要な対策をとらなければならない。

(報告)

第9条 受託者は、委託者から提供を受けたデータに事故があったときは、ただちに委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。

(協議事項)

第10条 この覚書により難い事項及び定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者双方記名押印のうえ各1通所持する。

令和 年 月 日

委託者

札幌市
代表者 市長 秋元克広 印

受託者

(住所)
(商号または名称)
(職・氏名) 印